

## ①特別地域加算(15%)

(特別地域に所在する事業所又はその一部として使用される事務所がサービスを提供する場合)

長崎市における対象地域(令和6年4月1日付変更)

特別地域加算 (15%加算)
池島町、高島町、永田町、上黒崎町、下黒崎町、西出津町、東出津町、新牧野町、赤首町、神浦扇山町、神浦北大中尾町、神浦上大中尾町、神浦下大中尾町、神浦丸尾町、神浦江川町、神浦上道德町、神浦下道德町、神浦口福町、神浦向町、神浦夏井町、上大野町、下大野町、伊王島町1丁目、伊王島町2丁目、以下宿町、野母崎樺島町、黒浜町、高浜町、南越町、野母町、脇岬町

厚生労働大臣が定める地域 (平成24年3月13日 厚生労働省告示第120号)より

## ②中山間地域等における小規模事業所加算(10%加算)

※対象地域に所在し、かつ、取得要件に該当する訪問介護事業所のみ算定可能(介護予防を除く)

中山間地域等における小規模事業所加算 (10%加算)
香焼町、蚊焼町、川原町、為石町、椿が丘町、藤田尾町、布巻町、晴海台町、宮崎町、琴海尾戸町、琴海大平町、琴海形上町、長浦町、琴海戸根原町、琴海戸根町、琴海村松町、西海町

厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域 (平成21年3月13日 厚生労働省告示第83号)より

**取得要件** ・地域区分が「その他」という要件について、適用を猶予し、**「その他」地域以外も算定可能。**  
・「前年度の1月当たり平均延べ訪問回数が200回以下」という要件について、平均の訪問回数ではなく、**「前年度のいずれかの月における延べ訪問回数が概ね200回以下(※)」**である場合とする。  
※400回程度を想定しており、例えば、前年度の平均訪問回数600回以下の事業所も対象となり得る。

## ③中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算(5%)

(事業者が運営規程を定めている通常の事業実施地域を越えて、中山間地域等に居住する者にサービスを提供する場合)

※当該加算を算定する利用者については、「通常の事業実施地域」以外でのサービス提供に係る**交通費の支払いを受けることはできません。**

長崎市における対象地域

中山間地域等提供加算(利用者)対象地域 (5%加算)
伊王島町、高島町、旧野母崎町、旧三和町、池島町、旧外海町、旧琴海町

厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域 (平成21年3月13日 厚生労働省告示第83号)より